

第3期飯塚市地域福祉計画
(素案)

令和4年 10 月
飯塚市

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1)「地域福祉」とは	2
(2)地域福祉をめぐる社会動向	3
(3)計画策定の目的	5
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	7
4. 計画の策定体制及び策定の過程	7
第 2 章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況	8
1. 人口・世帯の状況	9
(1)人口	9
(2)人口動態	13
(3)世帯の状況	14
2. 支援を必要とする人の状況	15
(1)高齢者の状況	15
(2)障がい者の状況	17
(3)子ども・子育て家庭の状況	19
(4)生活困窮者の状況	20
(5)その他	21
3. 地域福祉に関する社会資源の状況	22
4. 第 2 期計画のふり返し	27
5. 各調査から見える課題	33
(1)市民アンケート調査	33
(2)団体ヒアリング調査	39
6. 地域福祉をめぐる課題まとめ	40
第 3 章 計画の基本方針	41
1. 計画の基本理念	42
2. 計画の基本目標	43
3. 計画の体系	44

第 1 章 計画の策定にあたって

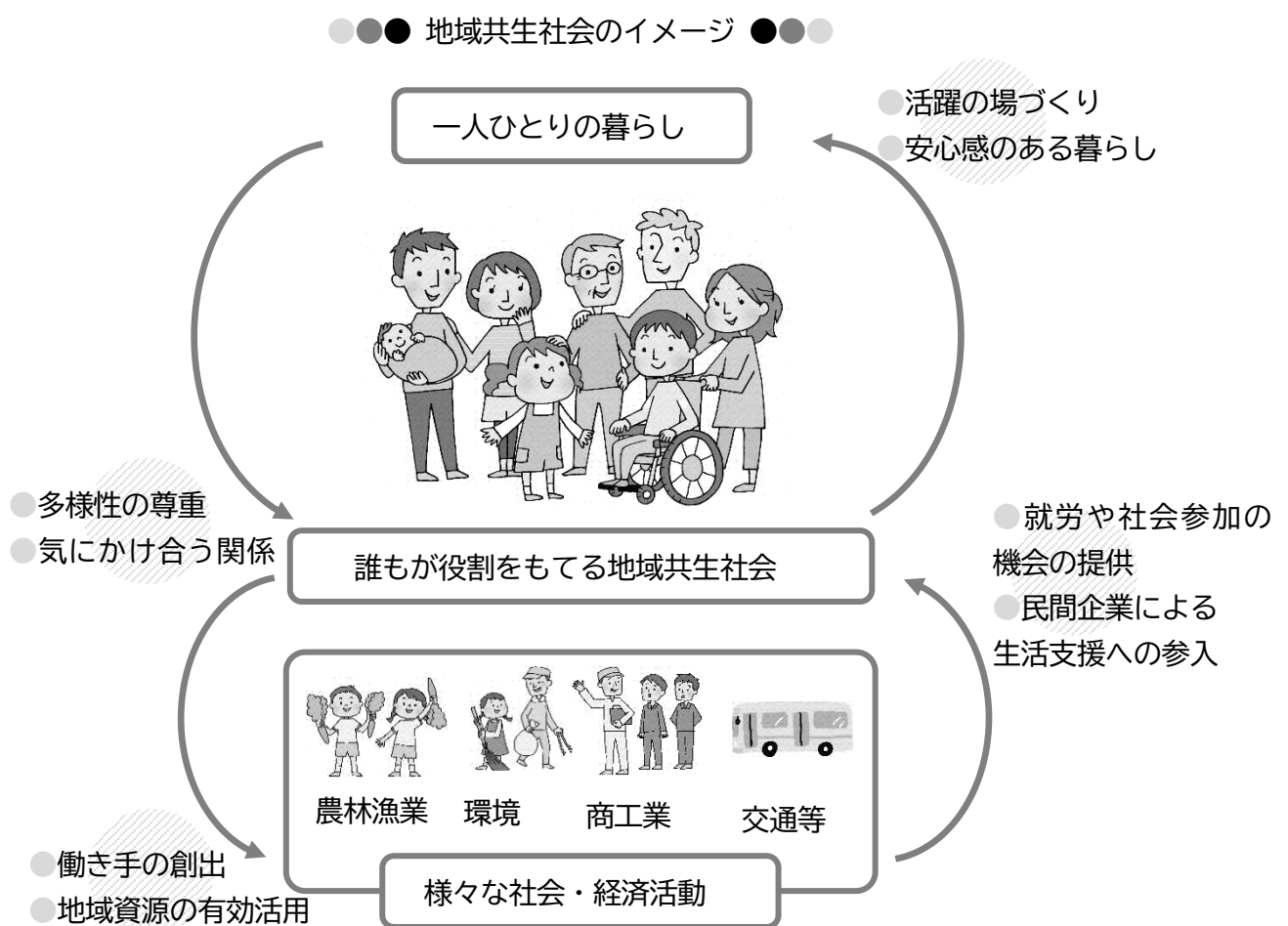
1. 計画策定の趣旨

(1) 「地域福祉」とは

地域福祉とは、誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組むことです。

少子高齢化の進行や家族形態の変化、生活形態の多様化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。飯塚市（以下、「本市」という）も例外ではありません。これまでは、「福祉は一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、先に述べたような社会的変容により、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。

社会の多様化に伴い人々の生活上の問題が複雑化し、その結果福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。これからの地域福祉は、支え合い、支えられる地域、誰もが住み慣れたまちでしあわせな生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を目指していく必要があります。



（２）地域福祉をめぐる社会動向

①「地域共生社会」の実現

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

国では、地域住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現へ向け、『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。世代・分野の枠の中でとどまったり、「支え手側」「受け手側」に分かれたりするのではなく、地域のあらゆる主体が自分ごととして地域社会に参画し、世代・分野を超えて丸ごとつながることで、地域共生社会の実現を目指す方向性が示されています。

②持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、2030（令和12）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組込むことが求められています。

③複合化する課題への対応

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）に伴い、制度の狭間の問題が顕在化し、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

④「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020（令和2）年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障害福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

⑤地域福祉計画の努力義務化

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 2 項関係】

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。

(3) 計画策定の目的

本市では、平成 20 年に「第 1 期飯塚市地域福祉計画」を策定して以降、「お互いを尊重し、支え合い、助け合う 協働の地域づくり 誰もが安心して暮らせるまち」を目指し地域福祉を推進してきました。平成 25 年に「第 2 期飯塚市地域福祉計画」を策定し、第 1 期の基本理念を引き継ぎ、市民と行政が協働して地域福祉の向上に取り組んできました。

その間、国においては、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除へ対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりへ向けた基本方針が打ち出されました。

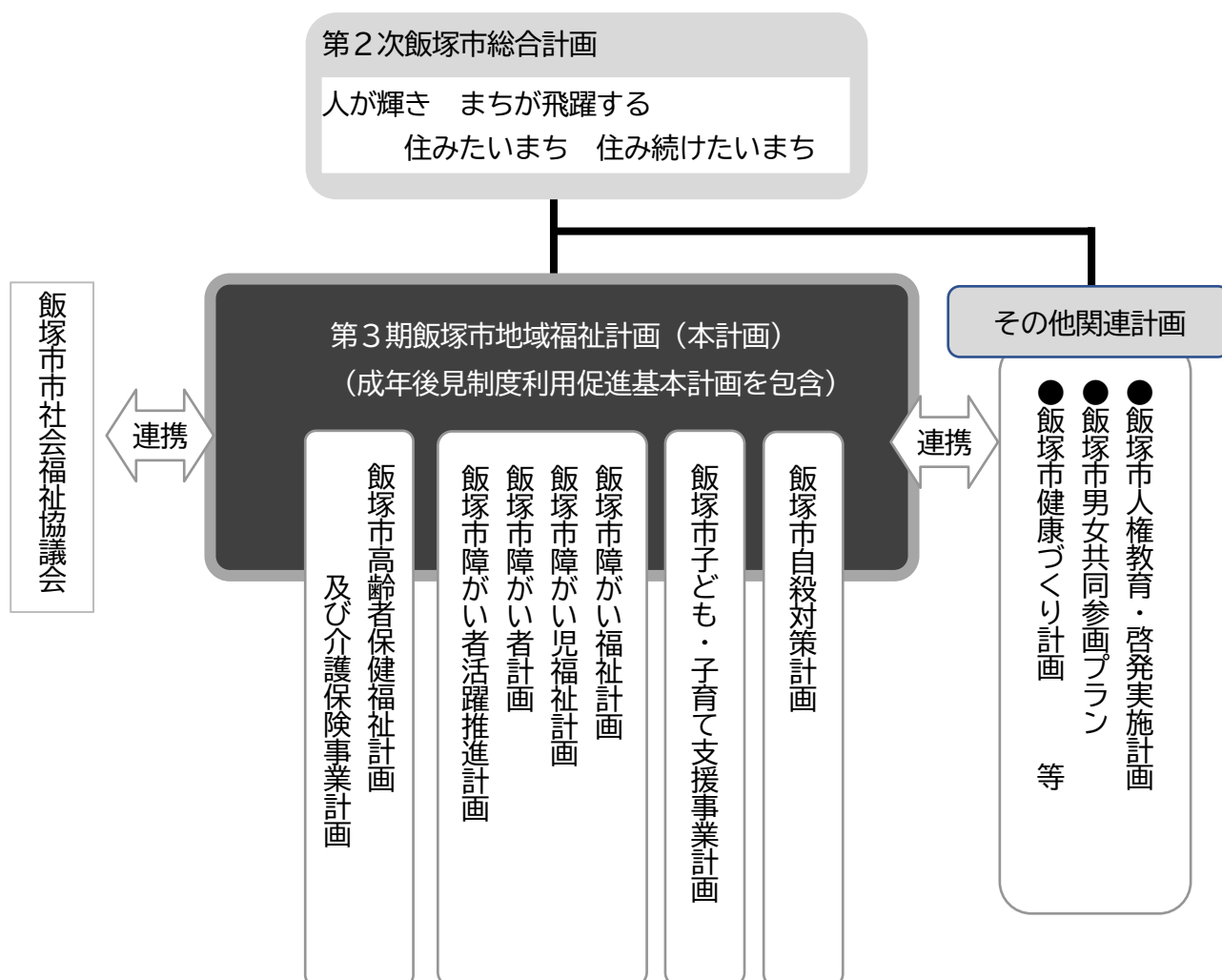
本市では、高齢者・障がいのある人・子どもを中心に支援が必要な人々に対して、さまざまな団体・関係機関等が行う支援の充実をめざし取り組んできました。しかし、地域の課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。それらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立と「地域共生社会」の実現をめざして、「第 3 期飯塚市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

▶ 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次飯塚市総合計画」に則した福祉分野の計画です。そして、本計画は、福祉分野の個別計画である「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「飯塚市障がい者計画」「飯塚市障がい福祉計画」「飯塚市障がい児福祉計画」「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図るとともに、これらの個別計画の横断的な地域の取り組み、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにしていきます。

また、地域福祉計画は、これから福祉以外の分野、例えば「地方創生」「防災」「教育」「交通」「都市計画」等との連携が重要となります。本計画においても、そうした分野における個別計画との整合、連携を図ります。

なお、第3期計画から成年後見制度の利用促進に関する法律（平成 28 年5月）に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として策定し、成年後見制度の周知や利用環境の向上を図ります。



▶ 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。なお、今後社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

▶ 4. 計画の策定体制及び策定の過程

(1) 飯塚市地域福祉計画推進協議会

本計画が近年の社会潮流や本市を取り巻く現状を反映した上で、今後の地域福祉施策のあり方を示した内容となるよう、地域福祉推進組織の代表者や地域活動団体の代表者等から構成される「飯塚市地域福祉計画推進協議会」において、本計画案の検討を行いました。

(2) 市民アンケート調査実施

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的として、市内在住の18歳以上の一般市民3,000人を対象に、6月中旬から7月中旬の間にかけて、地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

福祉に関わる団体に対して、現状における課題や共生社会を構築していくために必要なこと等のヒアリング調査を行いました。

(4) 地域の取り組み状況調査の実施

第2期計画期間における各地区の福祉に関する取り組み状況や地域の福祉課題を把握するため、市社会・障がい者福祉課担当職員及び市社会福祉協議会地区担当者が市内20地区(校区)の地区社会福祉協議会やネットワーク委員会にお伺いし、会長等役員の方々より聞き取り調査を実施しました。

(5) 市民意見募集の実施

<後日記載>

第 2 章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況

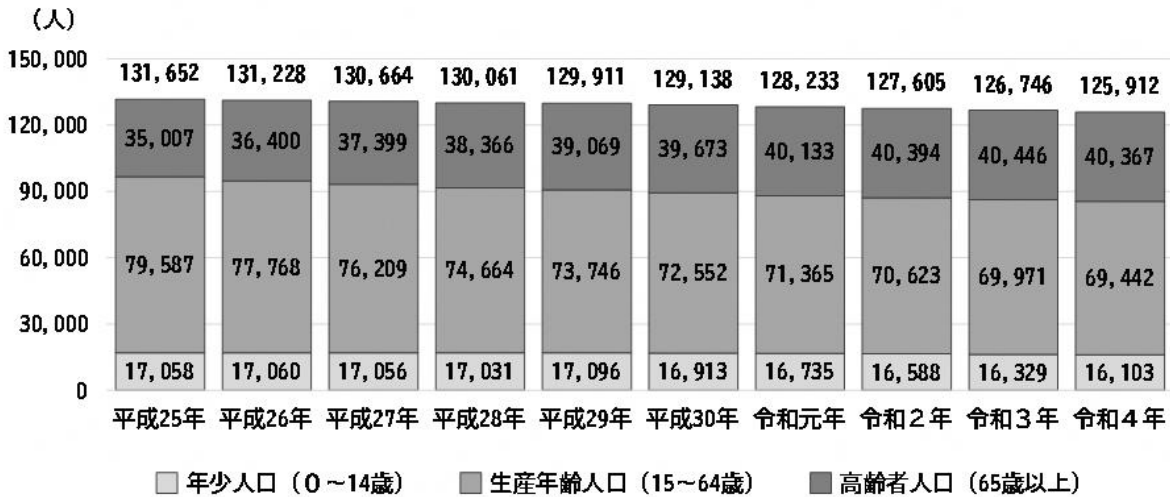
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口

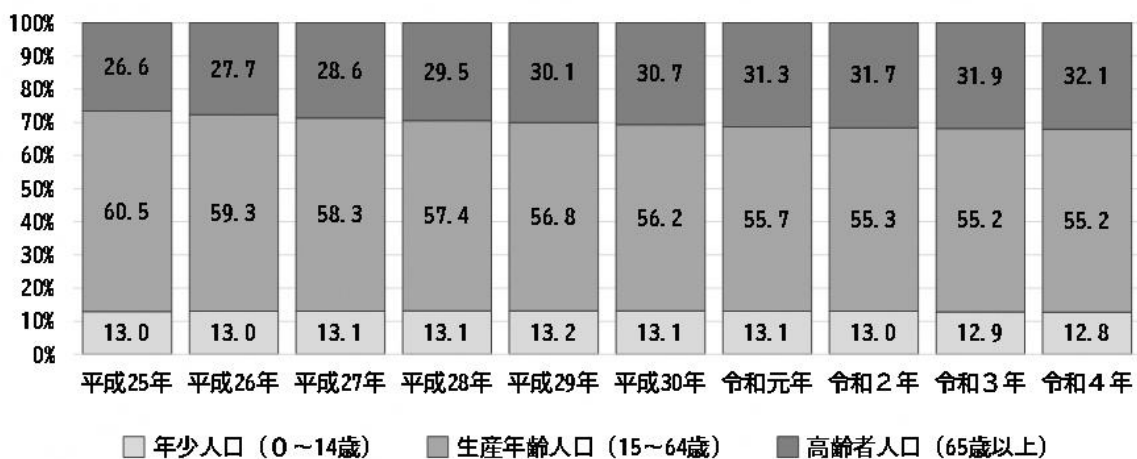
本市の総人口は、平成4年10月1日現在で、125,912人です。平成25年から5,740人、平成29年から3,999人の減少となっています。

年齢3階級別の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は増加しています。年齢3階級別の構成割合をみると、年少人口は大きな変化はありませんが、生産年齢は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。

【人口の推移】



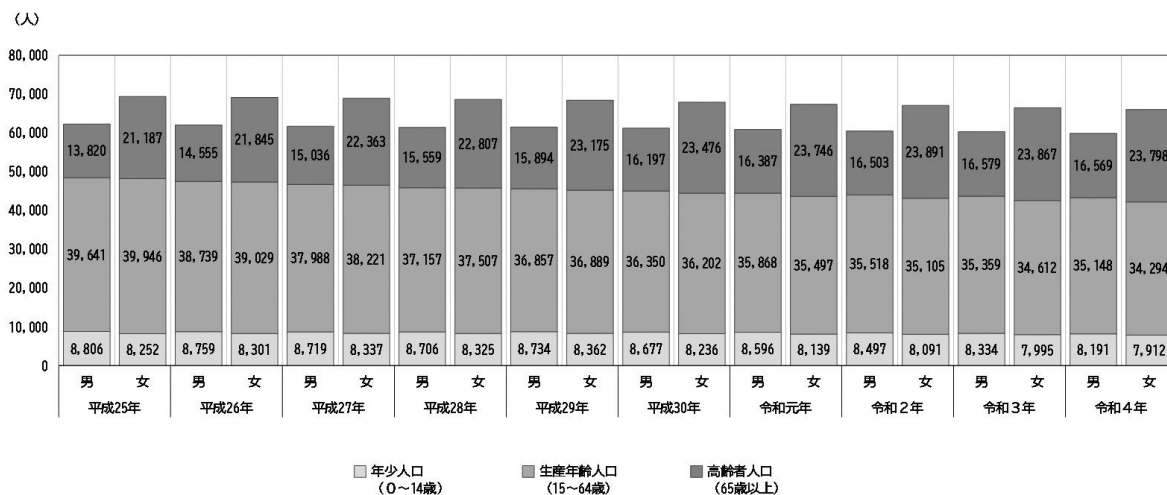
【年齢3階級別割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

年齢3区分別人口の推移を男女別にみると、各年ともに高齢者人口で女性の数が男性を大きく上回っています。

【男女別、年齢3区分別人口の推移】



単位：人

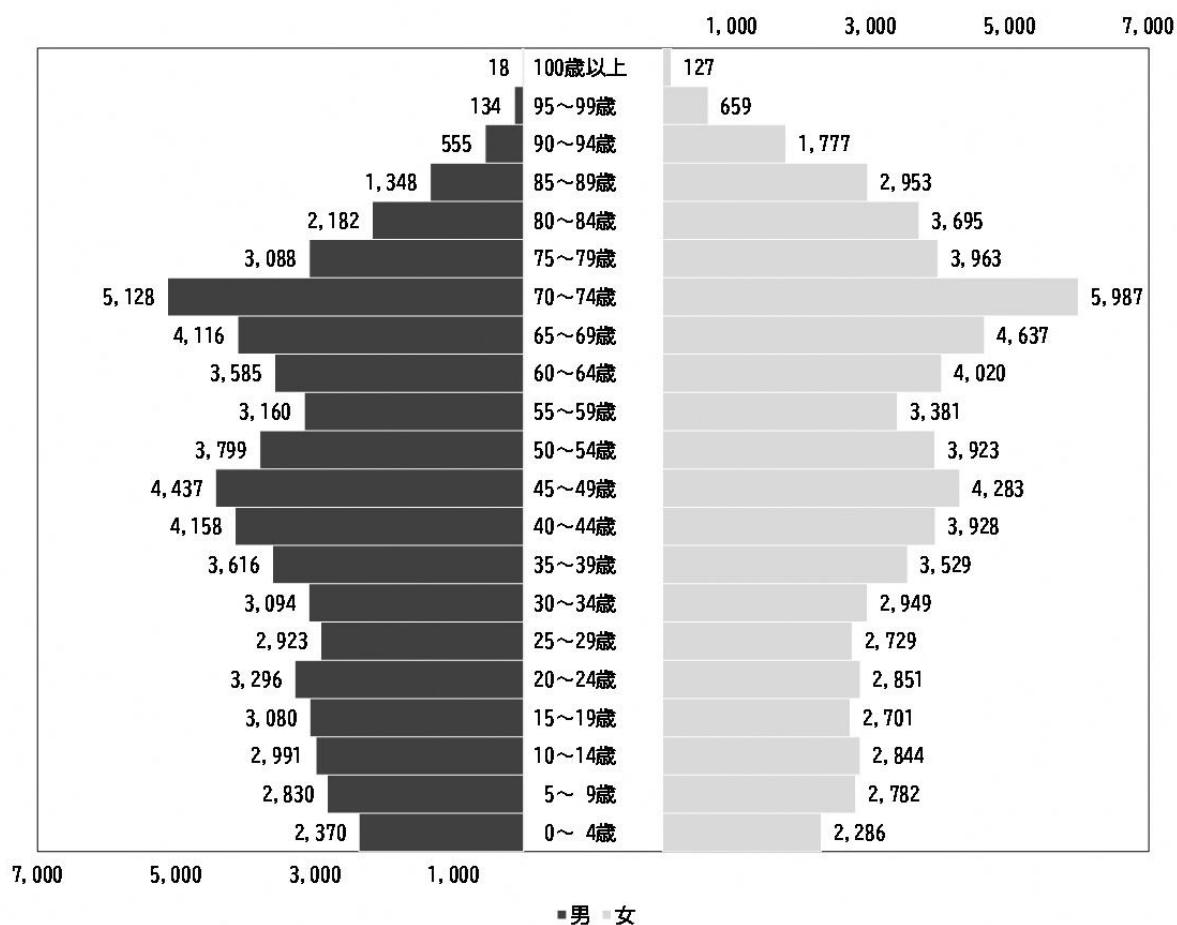
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
総人口	131,652	131,228	130,664	130,061	129,911	129,138	128,233	127,605	126,746	125,912	
年少人口 (0~14歳)	男	8,806	8,759	8,719	8,706	8,734	8,677	8,596	8,497	8,334	8,191
	女	8,252	8,301	8,337	8,325	8,362	8,236	8,139	8,091	7,995	7,912
生産年齢人口 (15~64歳)	男	39,641	38,739	37,988	37,157	36,857	36,350	35,868	35,518	35,359	35,148
	女	39,946	39,029	38,221	37,507	36,889	36,202	35,497	35,105	34,612	34,294
高齢者人口 (65歳以上)	男	13,820	14,555	15,036	15,559	15,894	16,197	16,387	16,503	16,579	16,569
	女	21,187	21,845	22,363	22,807	23,175	23,476	23,746	23,891	23,867	23,798

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

本市の人口構造を、令和4年10月1日現在の男女別5歳年齢別ピラミッドで見ると、男女ともに70～74歳の人数が最も多くなっています。まもなくこの年代が後期高齢者となり、いわゆる「2025年問題」が、現実的な問題となりつつあります。

年少人口では低い年齢層ほど人数が少なくなっており、今後も少子化傾向は続くものと考えられます。

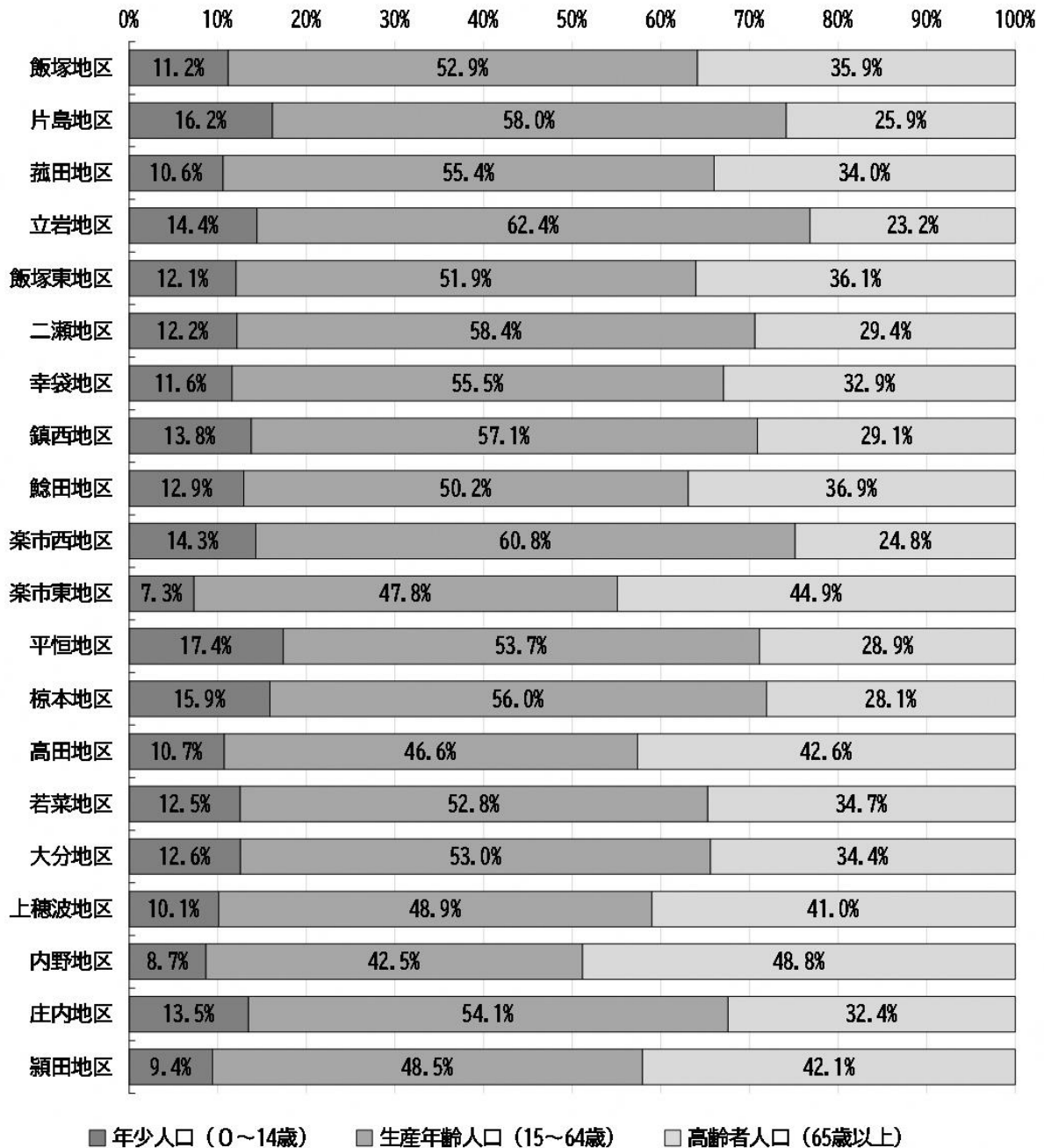
【5歳年齢別人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和4年10月1日）

令和4年10月1日現在の地区別人口をみると、片島地区、立岩地区、二瀬地区、鎮西地区、楽市西地区、平恒地区、棕本地区を除く地区では、高齢者の割合が高く、いずれも30%以上となっており、高齢化が進んでいる状況にあります。40%を超えている地区は、5地区あります。

【地区別年齢3階級別構成比率】

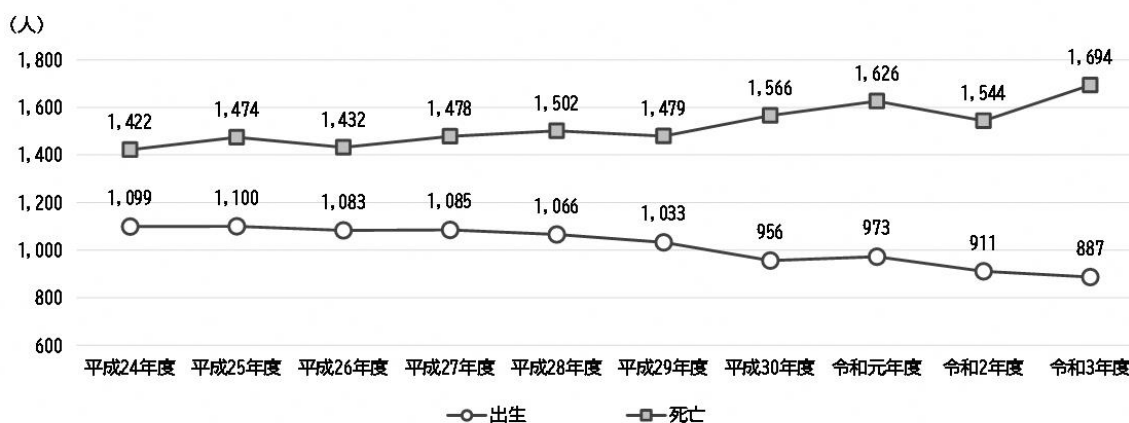


(2) 人口動態

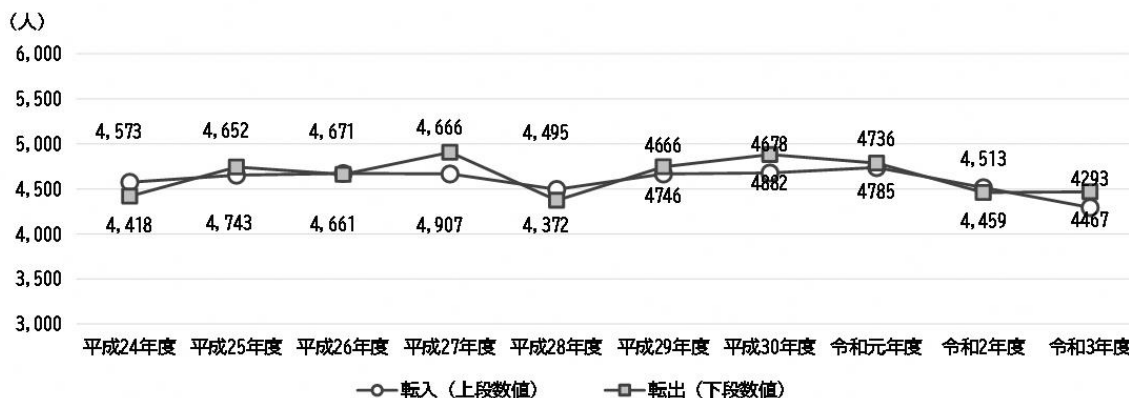
人口動態をみると、出生数は、平成24年度で1,099人、平成29年度で1,033人、令和3年度で887人となっています。一方、死亡数は、平成24年度で1,422人、平成29年で1,479人、令和3年度で1,694人と増加傾向にあります。一貫して、自然減となっています。

社会動態をみると、平成24年度以降転入・転出とも4,500人前後で推移しています。

【自然動態（出生数と死亡数の推移）】



【社会動態（転入数と転出数の推移）】



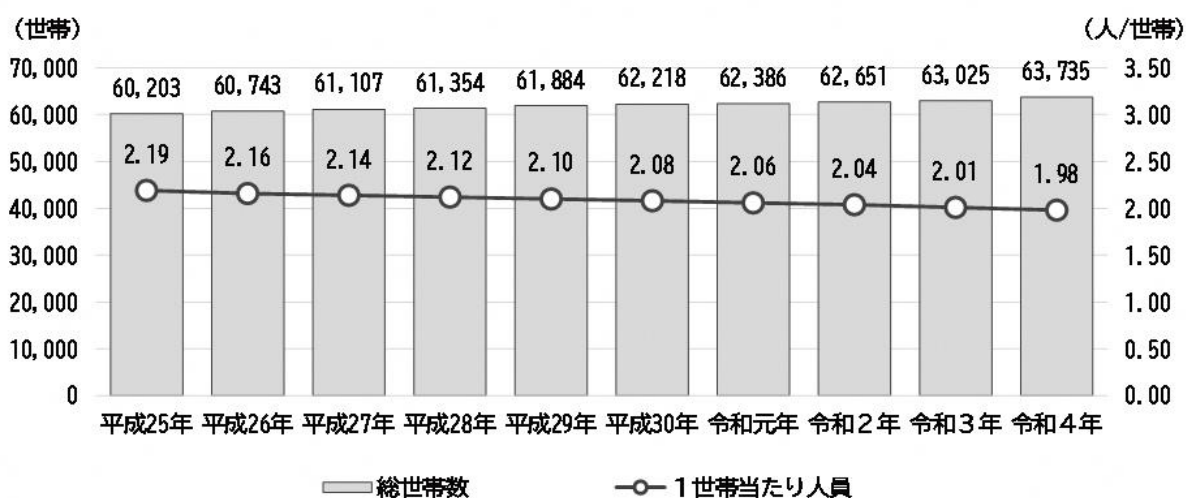
資料：市民課

(3) 世帯の状況

本市の総世帯数は、令和4年10月1日現在 63,735 世帯となっており、1世帯当たりの人員は1.98 となっており、2.0 を切っています。

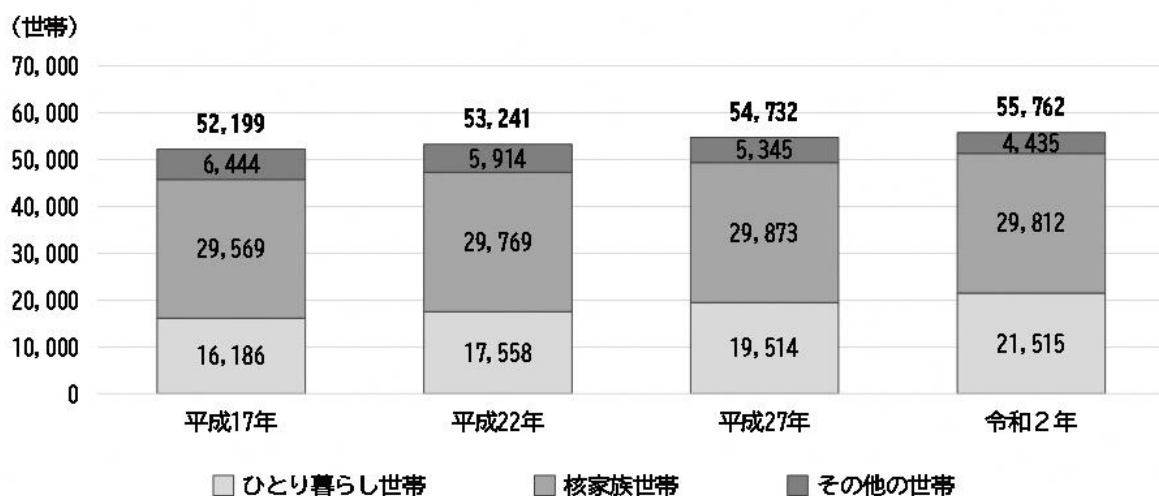
世帯数は平成24年度より増加しており、一方1世帯当たりの人員は減少し続けています。世帯数の推移を家族類型別にみると、ひとり暮らし世帯が一貫して増加傾向にあります。

【総世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

【家族類型別世帯数の推移】



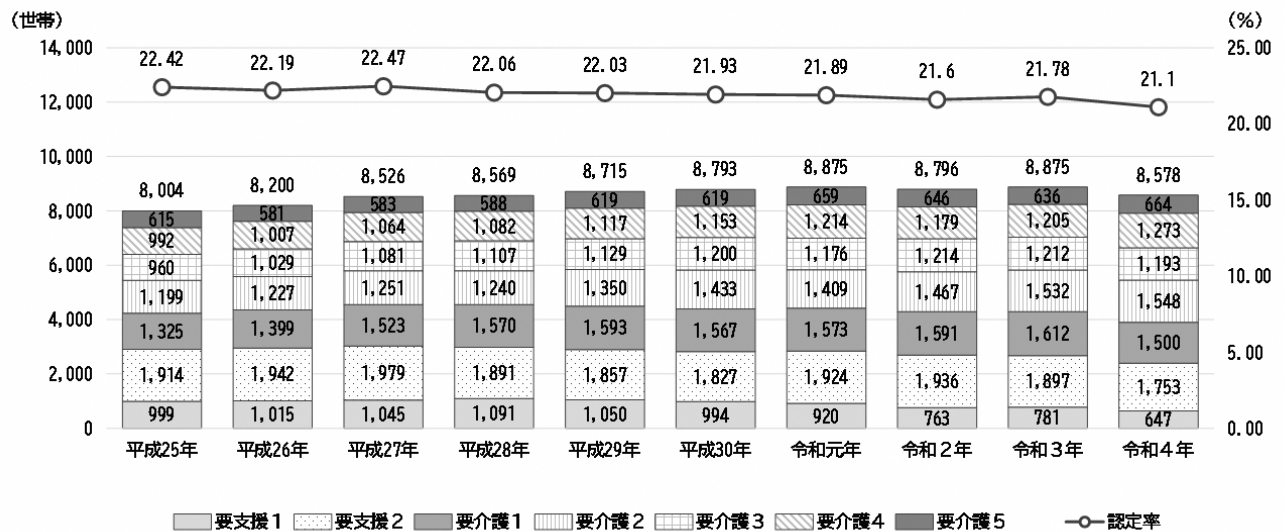
資料：国勢調査

2. 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者の状況

本市の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、令和4年10月1日現在8,578人となっています。であり、平成25年以降増加傾向にあります。要介護（要支援）認定率（高齢者人口に占める認定者（第1号被保険者）の割合）は、平成27年以降漸減傾向にあります。

【要介護（要支援）認定者数・認定率の推移】

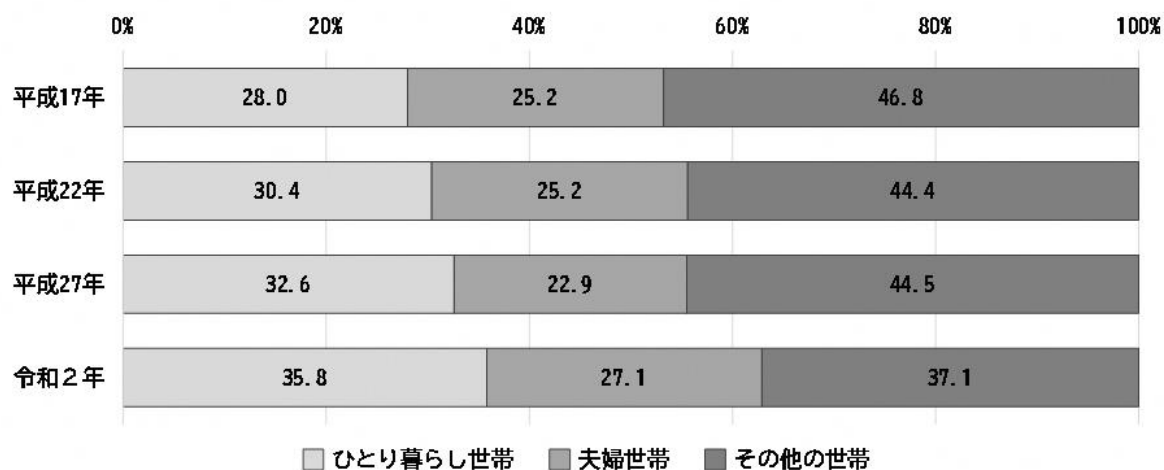


資料：高齢介護課（各年10月1日）

高齢者のいる世帯は、近年増加傾向にあります。特にひとり暮らしの増加が顕著であり、高齢者のいる世帯に占める割合は、平成17年の28.0%から令和2年には35.8%となっています。

【高齢者のいる世帯の状況】

(高齢者のいる世帯に占める各形態の割合：構成比②)



	平成17年			平成22年			平成27年			令和2年		
	世帯数	構成比①	構成比②	世帯数	構成比①	構成比②	世帯数	構成比①	構成比②	世帯数	構成比①	構成比②
世帯数	52,199	100.0		53,249	100.0		54,732	100.0		55,762	100.0	
高齢者のいる世帯	20,571	39.4	100.0	21,770	40.9	100.0	24,181	44.2	100.0	25,513	45.8	100.0
ひとり暮らし世帯	5,761	11.0	28.0	6,612	12.4	30.4	7,886	14.4	32.6	9,129	16.4	35.8
夫婦世帯	5,177	9.9	25.2	5,495	10.3	25.2	5,544	10.1	22.9	6,909	12.4	27.1
その他の世帯	9,633	18.5	46.8	9,663	18.1	44.4	10,751	19.6	44.5	9,475	17.0	37.1

※構成比①：全世帯に占める割合

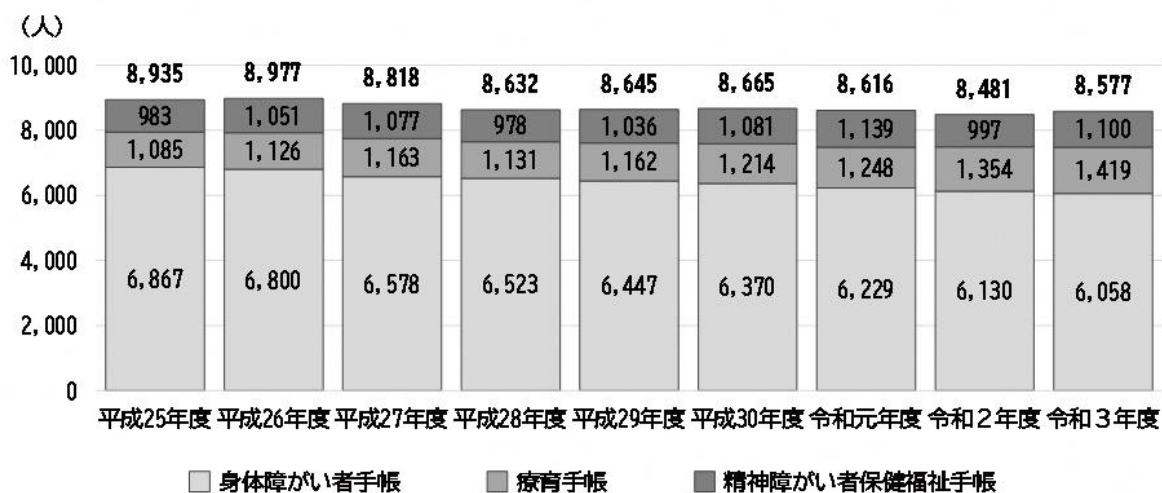
資料：国勢調査

※構成比②：高齢者のいる世帯に占める割合

(2) 障がい者の状況

令和3年3月31日における、身体障がい者手帳所持者は6,058人、療育手帳所持者は1,419人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は1,100人となっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



注) 2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障がい者手帳	6,867	6,800	6,578	6,523	6,447	6,370	6,229	6,130	6,058
総人口に占める割合	5.2	5.2	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.8	4.8
療育手帳	1,085	1,126	1,163	1,131	1,162	1,214	1,248	1,354	1,419
総人口に占める割合	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1
精神障がい者保健福祉手帳	983	1,051	1,077	978	1,036	1,081	1,139	997	1,100
総人口に占める割合	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9
計	8,935	8,977	8,818	8,632	8,645	8,665	8,616	8,481	8,577
総人口に占める割合	6.8	6.9	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.7	6.8
(総人口)	131,046	130,701	130,009	129,702	129,144	128,286	127,557	126,964	125,945

資料: 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在)

障がい者のいる世帯は、令和4年9月現在で、各手帳所持者が7,768世帯、自立支援医療利用者（精神）が1,999世帯となっています。

なお、これらの障がい者のいる世帯の約35%は障がい者だけで生活している世帯で、障がい者の単身世帯の割合は、平成29年に比べ増加しています。

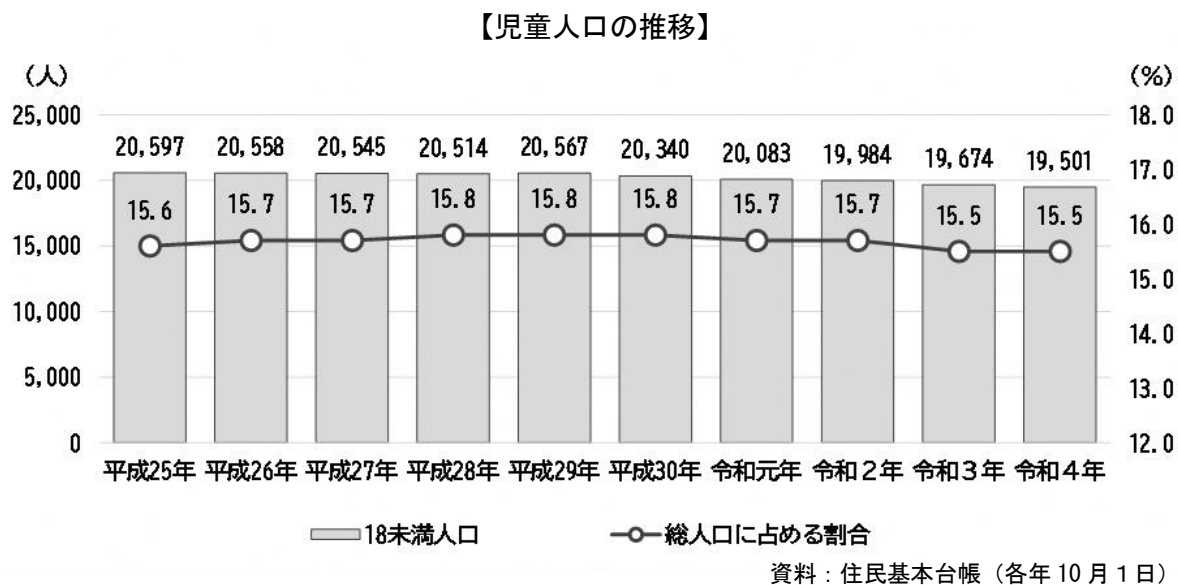
【障がい者の世帯状況】

			障がい者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	障がい者の単身世帯	障がい者だけの2人世帯	障がい者だけの3人以上世帯
各手帳所持者	平成23年8月	世帯	7,864	3,051	2,828	214	9
		構成比(%)	100.0	38.8	36.0	2.7	0.1
	平成26年10月	世帯	8,042	3,285	3,059	216	10
		構成比(%)	100.0	40.8	38.0	2.7	0.1
	平成29年10月	世帯	8,273	3,655	3,415	232	8
		構成比(%)	100.0	44.2	41.3	2.8	0.1
	令和2年10月	世帯	7,720	2661.0	2514	133	14
		構成比(%)	100.0	34.5	32.6	1.7	0.2
	令和3年10月	世帯	7,737	2701.0	2559	129	13
		構成比(%)	100.0	34.9	33.1	1.7	0.2
	令和4年9月	世帯	7,768	2769.0	2624	127	18
		構成比(%)	100.0	35.6	33.8	1.6	0.2
自立支援医療利用者(精神)	平成23年8月	世帯	1,381	562	525	35	2
		構成比(%)	100.0	40.7	38.0	2.5	0.1
	平成26年10月	世帯	1,496	634	602	30	2
		構成比(%)	100.0	42.4	40.2	2.0	0.1
	平成29年10月	世帯	1,622	716	660	48	8
		構成比(%)	100.0	44.1	40.7	3.0	0.5
	令和2年10月	世帯	1,879	753	730	22	1
		構成比(%)	100.0	40.1	38.9	1.2	0.1
	令和3年10月	世帯	1,850	782	764	17	1
		構成比(%)	100.00	42.3	41.3	0.9	0.1
	令和4年9月	世帯	1,999	852	824	27	1
		構成比(%)	100.00	42.6	41.2	1.4	0.1

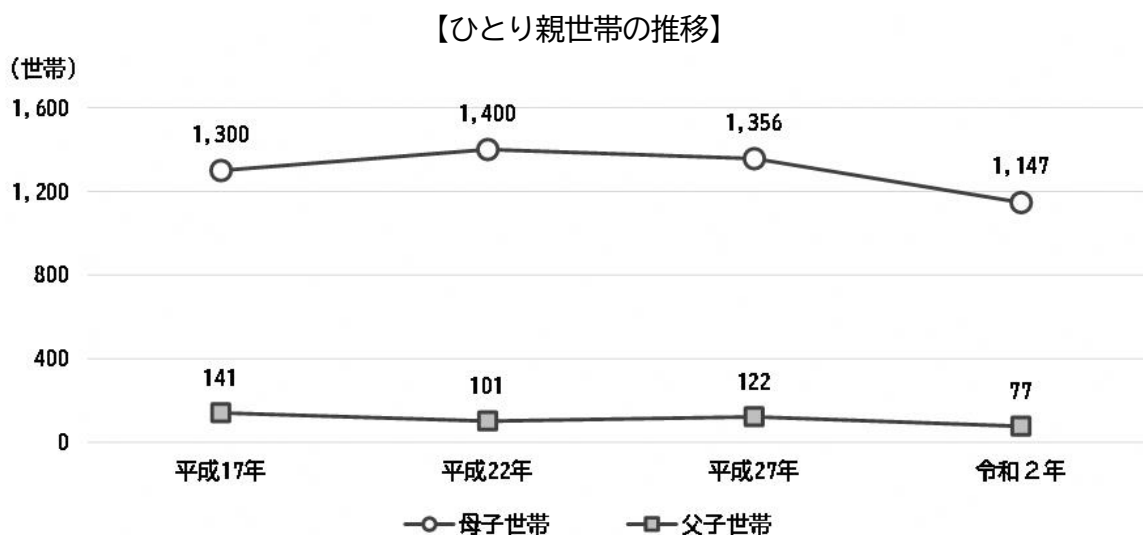
資料：社会・障がい者福祉課

(3) 子ども・子育て家庭の状況

本市の18歳未満の人口は、令和4年10月1日現在で19,501人となっています。平成29年からは減少傾向にあります。総人口に占める割合は、15%台で推移しています。



ひとり親世代の推移をみると、令和2年では母子世帯が1,147世帯、父子世帯が77世帯となっています。平成27年から令和2年にかけて、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

「児童扶養手当」の受給世帯は、令和4年10月1日現在で1,617世帯となっています。平成28年より減少傾向にあります。

【児童扶養手当受給世帯の状況】

単位：世帯

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
児童扶養手当受給世帯	1,955	1,963	1,894	1,968	1,916	1,782	1,692	1,633	1,583	1,617

資料：子育て支援課（年度末3月31日現在、但し令和4年は10月1日現在）

（4）生活困窮者の状況

令和4年10月1日現在、生活保護世帯は4,012世帯、保護人員は5,195人、保護率は41.4%となっています。これらは減少傾向にありますが、高齢者世帯の生活保護世帯が増加傾向にあります。

単位：世帯

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
生活保護世帯	4,649	4,616	4,525	4,454	4,377	4,330	4,193	4,092	4,004	4,012
高齢者世帯	2,055	2,155	2,241	2,293	2,376	2,433	2,464	2,471	2,436	2,439
母子世帯	344	336	319	330	306	297	273	247	201	200
傷病・障がい者世帯	1,326	1,252	1,191	1,107	1,067	1,018	959	903	889	901
その他の世帯	924	873	774	724	628	582	497	471	478	472
保護人員（人）	6,769	6,674	6,402	6,235	6,092	5,913	5,633	5,378	5,219	5,195
保護率（%）	51.8	51.3	49.3	48.2	47.4	46.1	44.1	42.4	41.3	41.4

資料：生活支援課（各年10月1日現在）

生活自立支援相談室における相談件数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられますが、令和2年度に959件と一気に増加し、相談受付後の支援申込件数も773件となっています。

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	162	178	98	103	123	959	504
相談受付後の支援申込件数	90	103	58	56	64	773	405
就労開始等による支援終結件数	20	34	25	40	15	2	15

資料：生活支援課（各年度実績、但し令和3年度は10月1日現在）

(5) その他

外国人登録人口・世帯は、令和4年10月1日現在で、1,519人、948世帯となっています。国籍別にみると、大韓民国が481人、中華人民共和国が206人、フィリピン共和国が128人となっています。

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
外国人世帯（世帯）	863	876	854	818	842	795	863	892	881	948	
外国人登録人口	1,157	1,155	1,169	1,148	1,234	1,339	1,426	1,464	1,446	1,519	
国籍別内訳	大韓民国	626	598	583	551	540	541	514	504	496	481
	中華人民共和国	213	208	213	196	210	216	212	211	194	206
	フィリピン共和国	103	118	104	102	105	107	101	112	120	128
	朝鮮民主主義人民共和国	23	22	26	27	24	23	22	23	22	20
	ペルー共和国	26	27	32	33	35	35	32	34	35	33
その他	166	182	211	239	320	417	545	580	579	651	

資料：市民課（住民基本台帳：各年10月1日現在）

▶ 3. 地域福祉に関する社会資源の状況

■地域福祉を推進している主な団体等

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員です。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことにより、社会福祉の増進を図ることを目的としています。

令和4年10月1日現在の民生委員・児童委員は285人（うち主任児童委員、26人）です。

■民生委員・児童委員の主な活動

①社会調査、②相談、③情報提供、④連絡通報、⑤調整、⑥生活支援、⑦意見具申

(2) 福祉委員

福祉委員は、地域の要援護者見守りネットワークの中心を担う人材として、自治会長と民生委員の合議により推薦され、市社会福祉協議会会長が委嘱します。

令和4年10月1日現在で560人の福祉委員が市内全域で活動しており、その活動記録は毎月民生委員により取りまとめられ、自治会長、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会がその情報を共有する仕組みになっています。

(3) 人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村の区域で人権擁護活動を行うことを目的として法務大臣から委嘱されている民間の人たちです。市内には、令和4年10月1日現在で18人の人権擁護委員が、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し人権を擁護していくための活動を行っています。

(4) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱されています。市内には、令和4年3月31日現在で95人の保護司が、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先などの調整や相談を行っています。

(5) 自治会

自治会は、住民の知恵と工夫と参加により地域課題の解決を図りながら、住みよい地域づくりを行っており、地域コミュニティを形成する最も基本的で重要な団体です。同時に、行政とともに地域福祉を担う組織的基盤でもあります。

本市では、令和4年10月1日現在で272の自治会が置かれ、住民自治を進めるための活動を行っています。

■自治会の主な役割と活動例

①親睦活動

夏祭り（盆踊り）、もちつき、運動会、スポーツ大会、地元 広報紙の発行など

②共同防犯・防災 活動

防犯灯の設置や管理、防犯パトロール、行政防災無線の運営、学童の交通指導、災害発生時の対応 など

③環境整備活動

自治公民館・ごみステーションの管理、道路や公園の清掃、花壇の整備、廃品回収など

④行政補助機能

市報等各種行政連絡の伝達など

⑤団体要望活動

行政への要望・陳情など

⑥地域の調整・代表機能

地域内の意見調整、他地域との連携・調整のための協議など

⑦生涯学習活動

趣味の講座、学習活動の発表会など

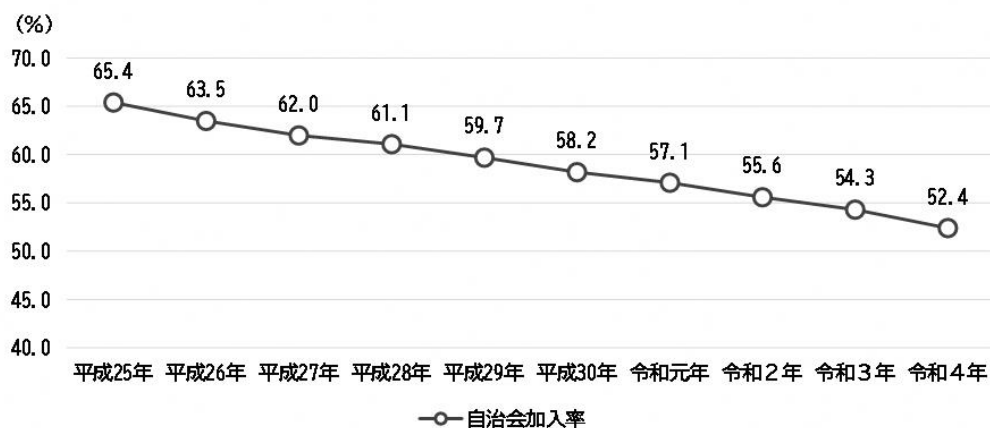
⑧地域福祉活動

敬老会、いきいきサロン活動、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、非行防止パトロール、募金など

⑨地域文化活動

どんど焼き、地域文化の 伝承など

【自治会加入率の推移】



(6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に規定された高い公共性を有する民間組織です。市社会福祉協議会は、日常生活圏域をエリアとする小地域福祉活動、個別支援活動の核となる権利擁護センター事業、市民参加促進の基調となるボランティアセンター事業の充実を3つの柱とし、地域福祉の総合的發展を目指しています。

市内全域をカバーする20の地区社会福祉協議会は小地域福祉活動推進の要となる組織であり、いきいきサロン、福祉委員研修、ねんりんバスハイク、ひとり暮らし高齢者会食会、ふれあい電話、長寿弁当、グラウンドゴルフ大会、男性料理教室、地区団体助成等の諸活動を、各地区の地域福祉ネットワーク委員会と一体的に展開しています。

(7) NPO・ボランティア

ボランティアとは、より良い社会づくりのために、自発性（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて、技術的な援助や労力の提供等を行う市民のことです。

また、NPOとは、Non Profit Organizationの略であり、「民間非営利組織」として、市民公益活動に取り組む組織（団体）のことをいいます。本市では、令和4年10月1日現在で50の団体が登録されており、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護等多方面にわたり活動が行われています。

■市内の主な社会資源の状況

分野別の主な施設

■介護 単位：ヶ所

居宅介護支援事業所	45
小規模多機能型居宅介護事業所	5
認知症対応型共同生活介護事業所	18
特定施設入居者生活介護事業所	7
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	4
地域密着型介護老人福祉施設	2
介護老人福祉施設	15
介護老人保健施設	6
介護療養型医療施設	1
地域包括支援センター	11
在宅介護支援センター	0

■障がい 単位：ヶ所

障がい者基幹相談支援センター	1
地域活動支援センター	1
障がい者・児相談支援事業所	22
障がい福祉サービス（通所）事業所	53
障がい者入所施設	8
障がい児通所支援事業所	42
障がい児入所施設	1
共同生活援助事業所（グループホーム）	21

■児童・青少年 単位：ヶ所

保育所	23
幼稚園	6
認定こども園	12
子育て支援センター	5
ファミリー・サポート・センター	1
小学校	15
児童クラブ	19
中学校	6
小中一貫校	4
高校	4
大学	3

■医療

病院	12ヶ所
精神病床	673床
療養病床	156床
一般病床	2,019床
診療所	131ヶ所
保健センター	1ヶ所

■生活困窮者の自立相談支援 単位：ヶ所

生活自立支援相談室	1
ハローワーク	1
消費生活センター	1
福岡県生涯現役チャレンジセンター	1
シルバー人材センター	1
若者サポートステーション	1



総人口	125,912人
総世帯数	63,735世帯

要介護（要支援）認定者数 第1号	8,491人
要介護（要支援）認定者数 第2号	87人

高齢者	40,367人
高齢者のいる世帯	25,513世帯

身体障がい者	7877人
知的障がい者	1357人
精神障がい者	1474人
障がい者のいる世帯	7769世帯

18歳未満人口	19,501人
母子世帯	1,147世帯
父子世帯	77世帯

外国人登録人口	1,500人
---------	--------



地域住民の身近な資源

■地域住民の身近な資源

民生委員・児童委員	285人
（うち主任児童委員）	26人
福祉委員	560人
人権擁護委員	18人
保護司	95人
自治会	272団体
身体障がい者相談員	9人
精神障がい者相談員	3人
知的障がい者相談員	4人
消防団員	1049人
P T A	有
見守り隊	有
子ども会	127団体
警察・交番	10ヶ所
老人クラブ（団体、会員数）	89団体 2830人
郵便局	27ヶ所
N P O法人	50団体

■拠点

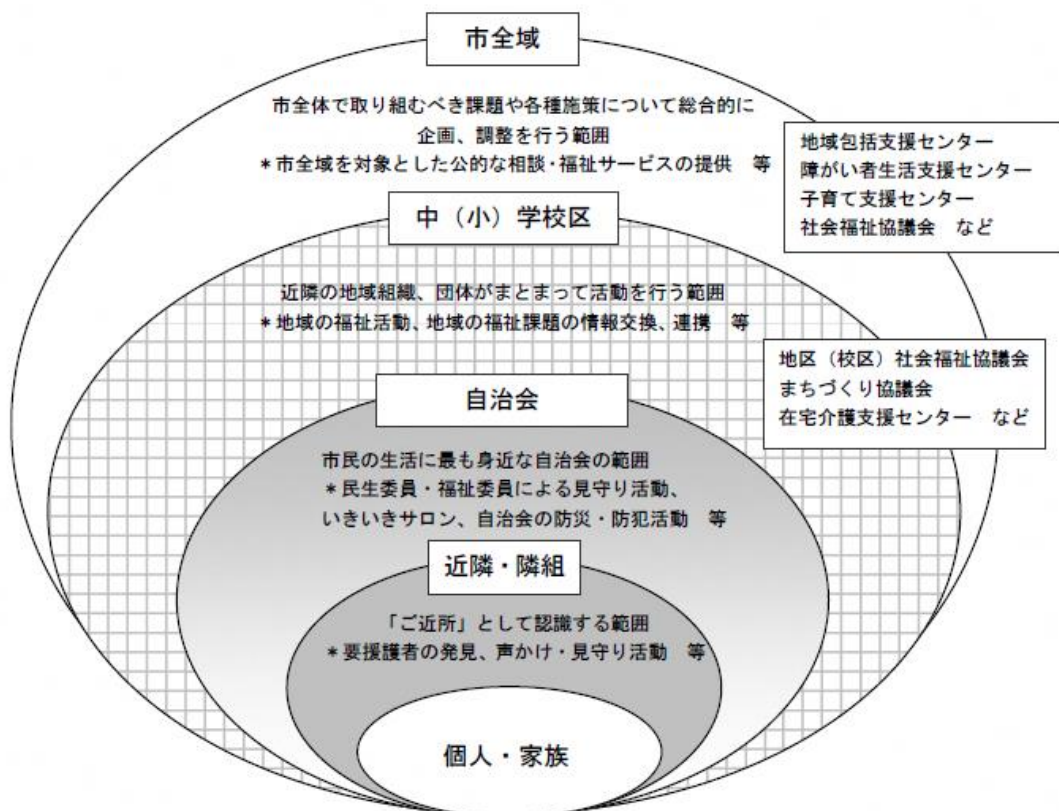
交流センター	12ヶ所
中央公民館	1ヶ所
市民交流プラザ	
社会福祉協議会 （ボランティアセンター）	
サン・アビリティーズいづか	
穂波福祉総合センター	
庄内保健福祉総合センター	
筑穂保健福祉総合センター	
須田高齢者福祉センター	

■地域福祉に関する圏域

地域福祉の推進にあたり、地域の捉え方や地域活動の範囲は、事業や活動の内容、目的等により、その時々で異なります。

本計画では、住民自身がより身近な地域の取組や課題を認識し、地域の実情に合った地域活動を行うことができるよう、地域の範囲を「市全域」、「中（小）学校区」、「自治会」、「近隣・隣組」という4つの階層に分け、適切な範囲で取組を推進します。

■地域の範囲イメージ



4. 第2期計画のふり返り

第3期飯塚市地域福祉計画の策定に先立ち、第2期計画における「公助」と「共助」の取り組みに対する総括を行います。

【基本目標1】 お互いを大切にしようひとづくり

(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成

主な取り組み	区分	内容
人権の尊重を基盤とした福祉意識の向上	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会等に人を集める事が難しく、他の手段での啓発を検討することが必要となっています。 ■ 内容や開催の時間帯などの検討を行い、より参加しやすく参加者が満足する教室や行事になるよう検討する必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若い世代は平日や昼間の研修会等に参加できない人が多く、他方で、休日開催の場合は、子どもの部活動や個人的な事由等で参加が見込めない人たちもいるため、研修やイベントの開催曜日や時間を考える必要があります。 ■ コロナの関係で講演会や研修会のほとんどが中止となっている。代替りの行事も検討しているが、基本的に人を集めることができない。
地域活動への参加を高める意識づくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくり推進課と連携して、引き続き住所異動した方に対して自治会への加入の促進を行う必要があります。 ■ 世帯分離により、住民基本台帳上の世帯数が増加しており、自治会加入率低下の一因となっています。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により自治会加入者が年々減少している。 ■ 自治会自体の存続が難しく、解散した自治会がある。 ■ 生活の多様化により絆が薄らいでいる。

(2) 地域福祉の担い手づくり

主な取り組み	区分	内容
活動へのきっかけづくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症サポーター養成講座は、年々受講者の減少がみられており、近年は新型コロナの影響で、さらに半減しています。 ■ 参加者が減少傾向にあるので、今後も広報いづか・ホームページ・SNSを活用し、幅広い層へ情報の提供を行っていく必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域活動の担い手が高齢化するとともに、後継者が不足しています。 ■ 仕事をしている若い世代の地域行事への参加が少なく、担い手が育たない状況にあります。 ■ 色々な団体の役職を兼務している場合もあり、1人の負担が大きくなっています。

(3)多様な地域福祉活動の促進

主な取り組み	区分	内容
活動しやすいフィールドづくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉ネットワーク委員会は、地域の福祉活動を支える基礎団体として大きな役割を果たしていることから、今後も継続して支援していくことが不可欠です。 ■ 新型コロナウイルス感染拡大のために、公共施設の利用者が大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、公共施設の運営やその活用に努める必要がある。 ■ 今後も、市報ホームページ等を活用し、活発に情報提供を行っていく必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体活動の財源である地区社協からの助成金が減少傾向にあり、活動が縮小しています。 ■ ボランティアが高齢化しており、活動を継続するうえで後継者の育成が課題となっています。

【基本目標2】 支え合う地域づくり

(1)地域における交流活動の促進

主な取り組み	区分	内容
地域での交流の機会づくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナの関係でイベント中止や縮小開催が多く、交流の機会が減っています。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナの関係でイベントを中止した地区があり、実施した地区でも、例年より参加者が減少しているところが多くなっています。 ■ 役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がいなくなってきました。 ■ 交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しい状況にあります。 ■ 少子化や習い事のため、地域の行事に参加する子どもが減少しており、また小学校の統合により、従来の校区行事の実施場所や実施形態を検討する必要がでてきています。
活動の場の利用促進	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内容や開催の時間帯の見直しなどの検討を行い、より参加しやすいものにしていく必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の活動拠点である公共施設がバリアフリー化されていない状況にあります。 ■ 小中一貫校の施設（グラウンド等）は、学校の行事が優先され、使用の予約が取りにくい。

(2)地域における見守り体制の強化

主な取り組み	区分	内容
地域の困りごとを把握するしくみづくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悪質商法が多様化しており、さらなるトラブル増加が想定され、特に高齢者に対する啓発活動を強化する必要があります。 ■ 災害時や平時における地域の見守り活動を推進していく必要があるが、名簿の登録人数が他市と比較しても非常に多いため、台帳の更新作業や災害時平時の見守り等、民生委員をはじめとする地域の関係者にとって、かなり大きな負担となっています。そのため、適切な登録者数（災害時に地域等で見守り活動等が可能な人数）に近づけていけるように検討していく必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電話訪問の対象者や、心配ごと相談の件数が減少傾向にあります。 ■ 長寿弁当等はボランティアの高齢化と新型コロナ対策が課題となっています。
地域での見守り活動の促進	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業及び認知症高齢者等個人賠償責任保険事業における登録者の促進に努める。また、地域で開催される徘徊模擬訓練等にも積極的に参加していくことで各地域での認知症高齢者に対する意識の共有に努める。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員が高齢化し、業務の負担感が増しています。また、今の状況で

		<p>対象者に訪問することに対して躊躇してしまうことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 徘徊や認知症の情報が不足しており、また児童虐待も把握に限界があります。 ■ 子供の見守りについて、市全体では実施区地区が少ない。
--	--	--

(3)災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実

主な取り組み	区分	内容
避難行動要支援者の情報把握	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時や平時における地域の見守り活動を推進していく必要があるが、名簿の登録人数が他市と比較しても非常に多いため、台帳の更新作業や災害時平時の見守り等、民生委員をはじめとする地域の関係者にとって、かなり大きな負担となっています。そのため、適切な登録者数（災害時に地域等で見守り活動等が可能な人数）に近づけていけるように検討していく必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難行動要支援者名簿の個人情報の取扱いに苦慮している状況にあります。 ■ 災害時に避難をすることが出来ない人をどう救うのか、どこまでするのか、明確な決まりがなく、どうしたらよいか分からないことが多くあります。
災害時支援体制の確立	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防災組織設立後の支援についての検討が必要となっています。 ■ 災害発生時に避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制を整備する必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災意識があまり高くない地区もあり、地域住民の水害等に関する防災意識を高める取り組みが必要があります。 ■ 避難所のバリアフリー化が進んでいないため、身体障がい者等の方への対応に課題があります。また、交通手段がないため、避難させる方法がないところも見受けられます。

【基本目標3】つながるしくみづくり

(1)情報提供体制の充実

主な取り組み	区分	内容
情報提供方法の充実	公助	■ 今後もホームページや市報でのサービスの情報提供に取り組む必要があります。
	共助	■ 各地区だより等の配布作業が負担になっています。
情報バリアフリーの推進	公助	■
	共助	■ 各地区だより等の配布作業が負担になっています。

(2)相談体制の充実

主な取り組み	区分	内容
相談体制の充実	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援が必要な人に、その人の抱えている問題に応じた相談窓口の情報を確実に届けることが必要となっています。 ■ 虐待相談件数の増加に伴い、家庭児童相談件数が大幅に増加しています。 ■ オンライン相談等も導入し、サービスに繋がりやすい体制の整備が必要です。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉委員は就労者が多く、平日の活動が困難な人もいます。また、福祉委員の高齢化による後継者の確保が課題となっています。 ■ 民生委員と福祉委員の合同会議の日程調整が難しく回数が増やせないため、情報共有の場が少なくなっています。 ■ 各種サービス等に関する地域の関係者の知識が不足しています。
相談窓口間の連携	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、一箇所で複数の相談に応じる窓口を設置する等、各種機関と連携による相談体制の拡充を図る必要があります。 ■ 障がい支援に関する機関に対し周知を行うとともに、連携を強化し、相談支援体制を一層充実させる必要がある。
	共助	

(3)権利擁護体制の充実

主な取り組み	区分	内容
権利擁護体制の充実	公助	■ 認知症高齢者等の増加が想定されるため、成年後見をはじめとする権利擁護全般において周知啓発に努めていく必要があります。
	共助	
福祉サービスの質の向上	公助	■ 福祉サービスの質の向上のためには、所内研修の実施等、引き続き継続的にケースワーカー、査察指導員の資質向上に努めることが必要です。
	共助	

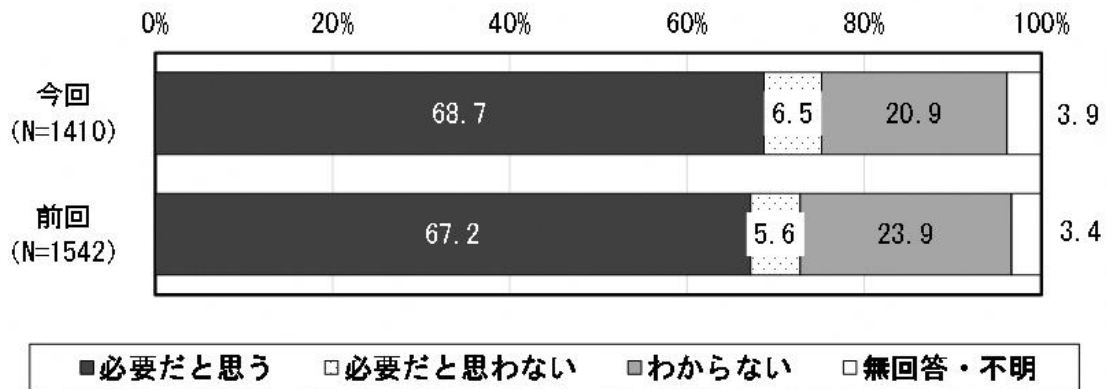
(4)地域のネットワークの強化

主な取り組み	区分	内容
要支援者を支えるネットワークづくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくり計画、事業内容を再検証し、活動成果を充実させる必要があります。参加参画人員の偏りを生じさせず、若者を取り込み、地域の人材を育てていくような仕組みづくりをしていく必要があります。 ■ 庁内での連携はもとより、地域包括支援センター、医療介護関係者や民生委員をはじめとする地域の関係者等とも柔軟に連携しながら、孤独死に至る可能性のある方について事前に把握することで、早期発見早期対応に努める必要があります。
	共助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色々な団体の役職を兼務している人が多く、後継者もないため負担が大きくなっています。 ■ 認知症や徘徊等、家族が情報公開を拒否する場合があるため、周知が出来ず、対応が困難になっています。 ■ 死亡や高齢化等の自治会脱退による人員減のため、共同募金額も減少傾向にあります。
団体間のネットワークづくり	公助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体会議や専門部会を開催し、関係機関との連携を図りながら地域課題の解決に向けた支援体制を強化する必要があります。 ■ 地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療介護連携に取り組んでいく必要があります。
	共助	

5. 各調査から見える課題

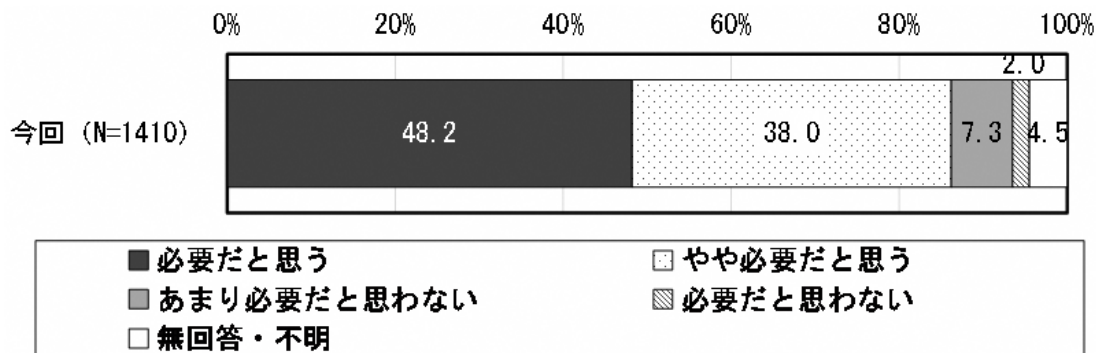
(1) 市民アンケート調査

■地域の助け合いが必要だと思いますか。



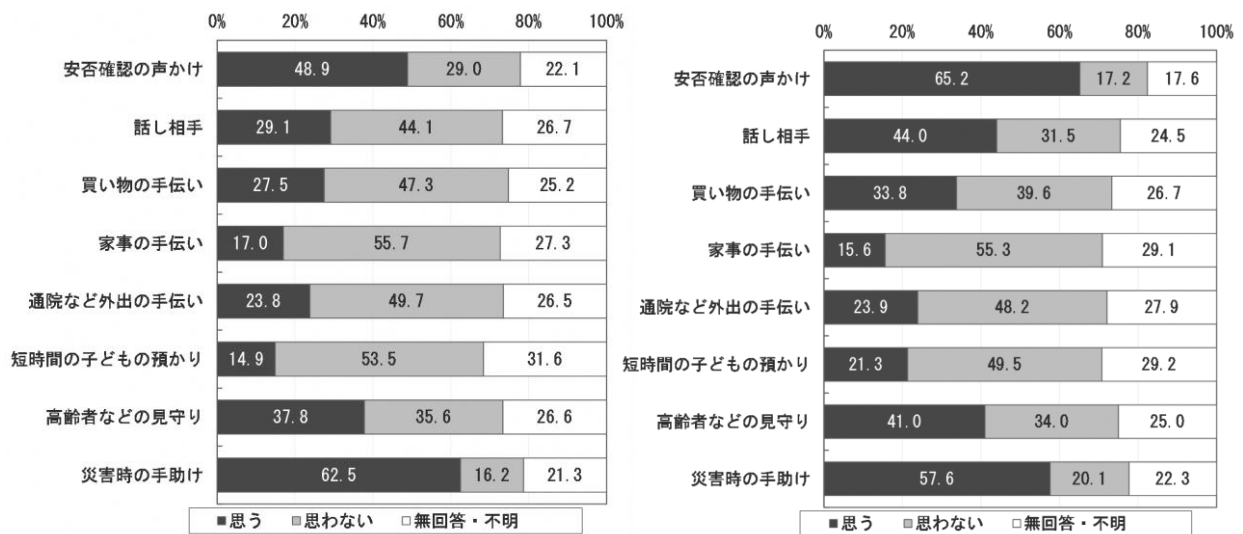
「必要だと思う」が68.7%を占めています。「わからない」が20.9%、「必要だと思わない」が6.5%で続いています。前回と比較すると、大きな違いは見られません。多くの住民は、地域の助け合いが必要と思っていることが伺えます。

■災害対策として、住民同士の日頃からのつながりと助け合いは必要だと思いますか。



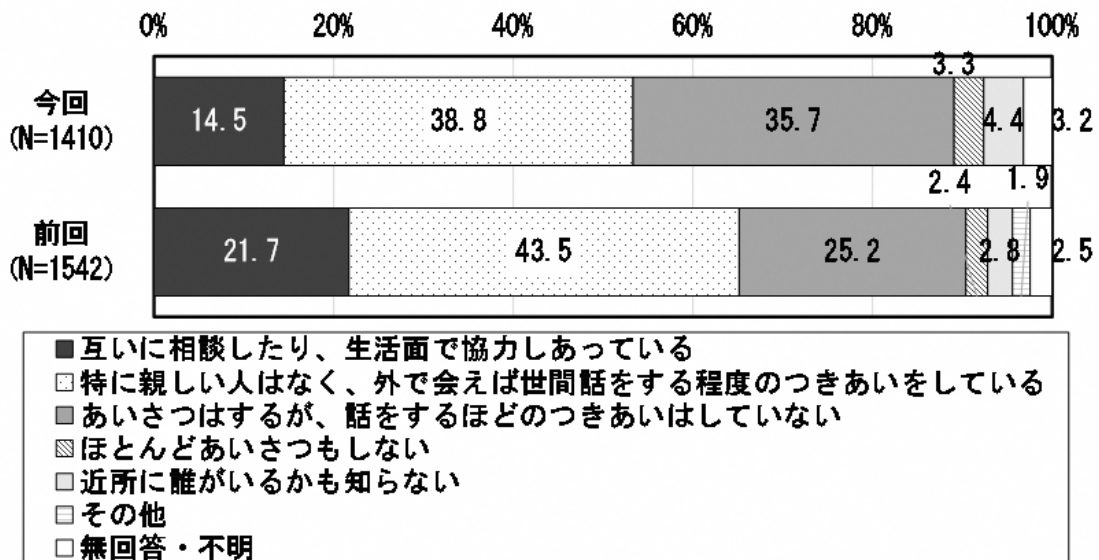
多くの方が、災害時に住民同士の日ごろのつながりと助け合いが必要だと思っていることが伺えます。

■「手助けして欲しい」と思うこと／「手助けできる」と思うこと



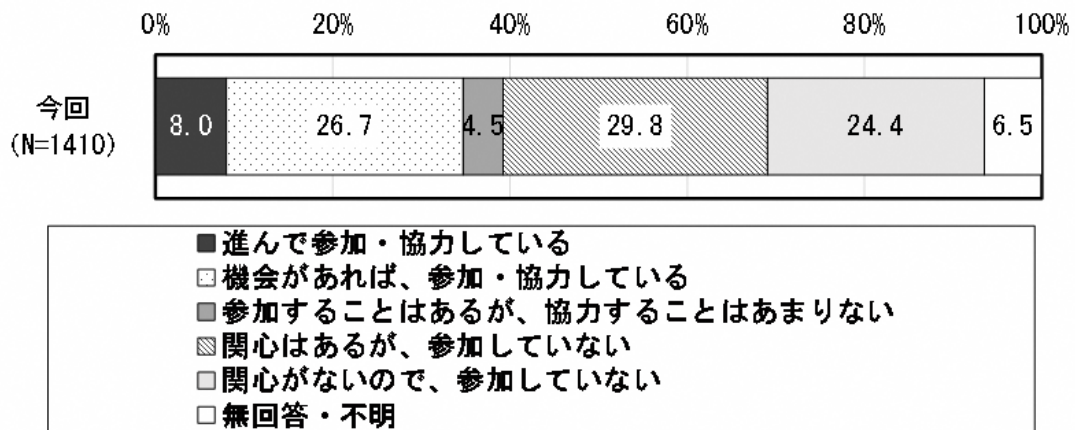
「短時間の子どもの預かり」「家事の手伝い」等のよりプライベートに近い領域では、手助けして欲しいと思う割合も、手助けできると思う割合の低くなっています。しかし、「安否の声かけ」「高齢者などの見守り」等ある程度の距離感が保たれる事柄については、手助けして欲しいと思う割合も、手助けできると思う割合は高くなっています。

■ご近所の人とどのようなつきあいをされていますか。



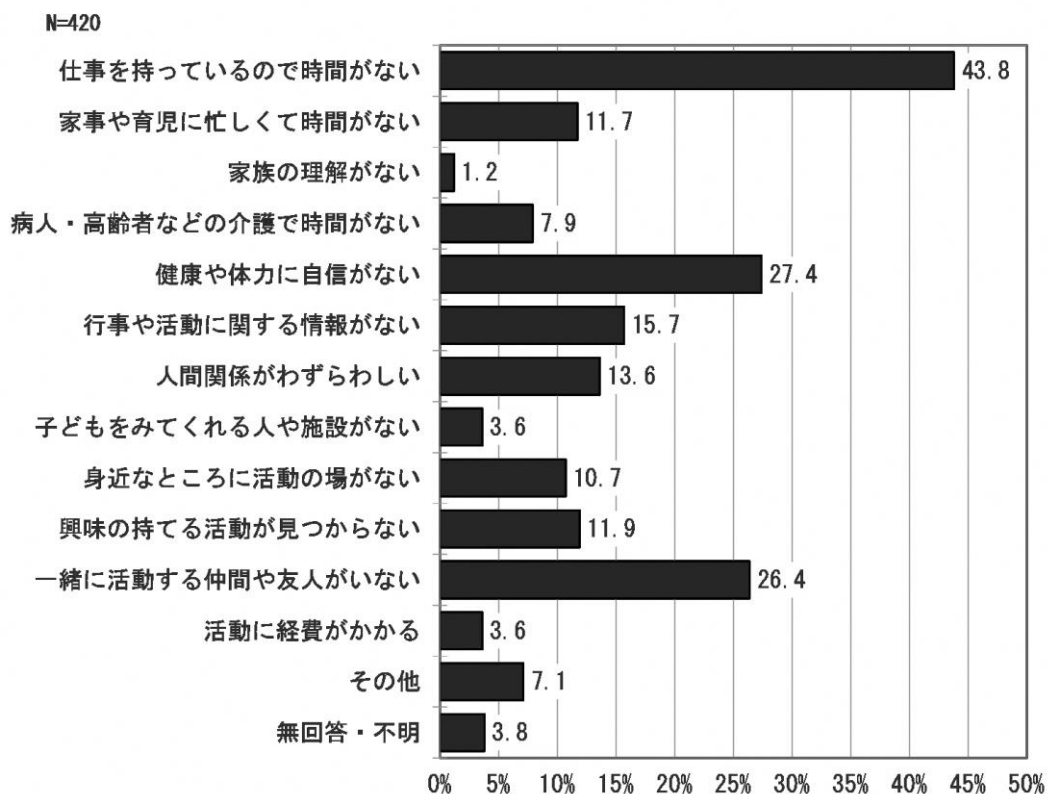
前回と比較すると、「互いに相談したり、生活面で協力しあっている」「特に親しい人はなく、外で会えば世間話をする程度のつきあいをしている」の割合が減少し、「あいさつはするが、話をするほどのつきあいはしていない」の割合が増加しています。

■自治会活動等の地域活動や地域の行事へ参加されていますか。



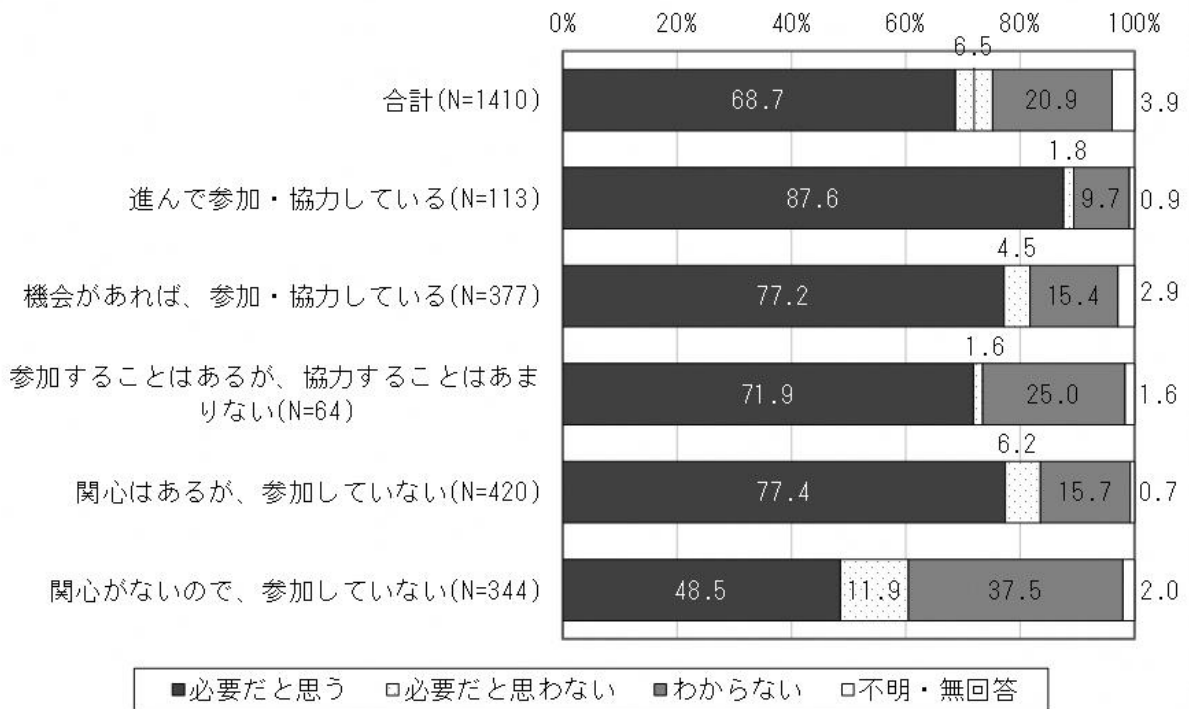
「関心はあるが、参加していない」が29.8%で最も高くなっています。次いで「機会があれば、参加・協力している」が26.7%、「関心がないので、参加していない」が24.4%で続いています。

■「関心はあるが参加していない」人の参加しない理由



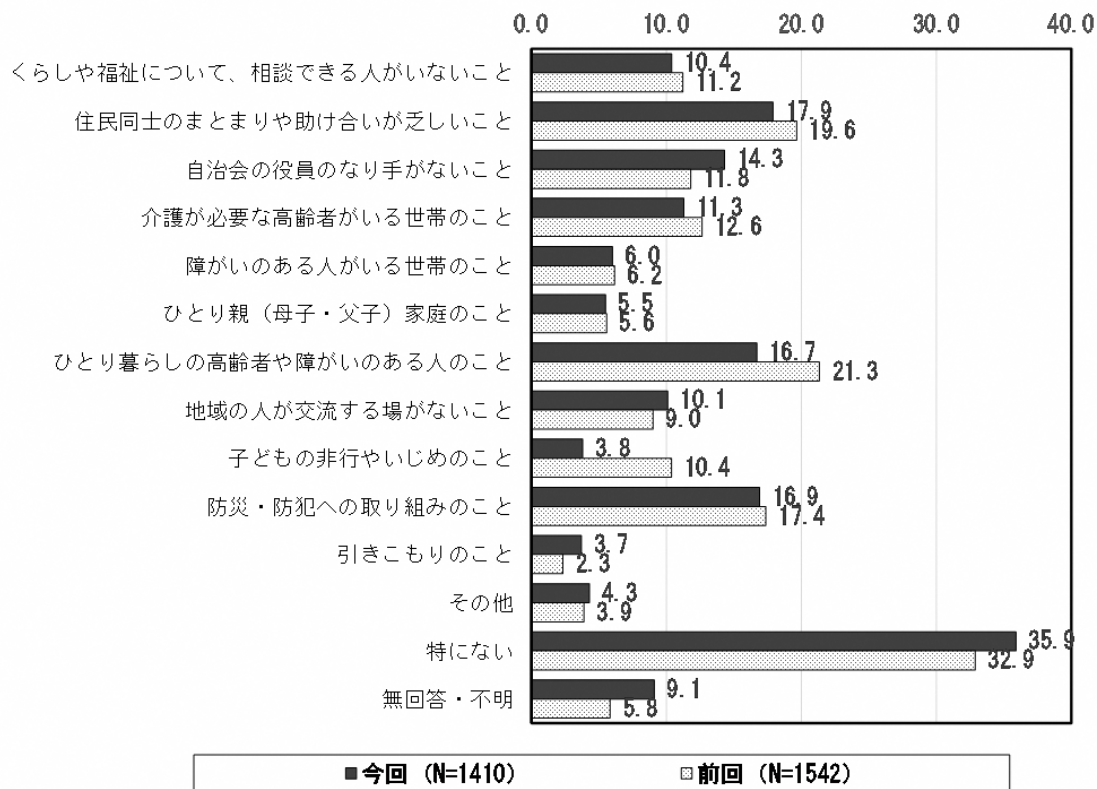
「仕事を持っているので時間がない」が43.8%で最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が27.4%、「一緒に活動する仲間や友人がいない」が26.4%で続いています。

■「地域活動参加の状況」と「地域の助け合いが必要だと思いますか」のクロス



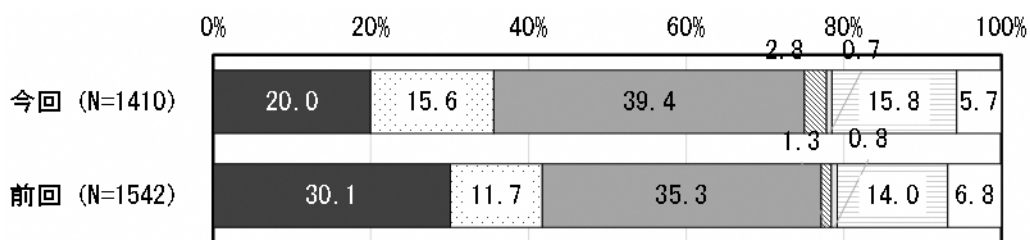
(地域活動に)「関心はあるが、参加していない」人の地域の助け合いに対する考えは、地域活動に参加している人とあまり変わらないことが伺えます。地域の助け合いが必要と感じ、地域活動に参加したいと考えている人たちが一程度いることが伺えます。こうした人たちが参加しやすい環境を作ることが求められます。

■あなたが住んでいる地域のことで困っていることや課題だと感じていること



「特にない」が35.9%で最も高くなっています。次いで「住民同士のまとまりや助け合いが乏しい」が17.9%、「防災・防犯への取り組みのこと」が16.9%が続いています。前回と比較すると、「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人のこと」の割合が若干減少しています。

■社会福祉サービスを充実させていくうえでの、行政と地域住民の関係について

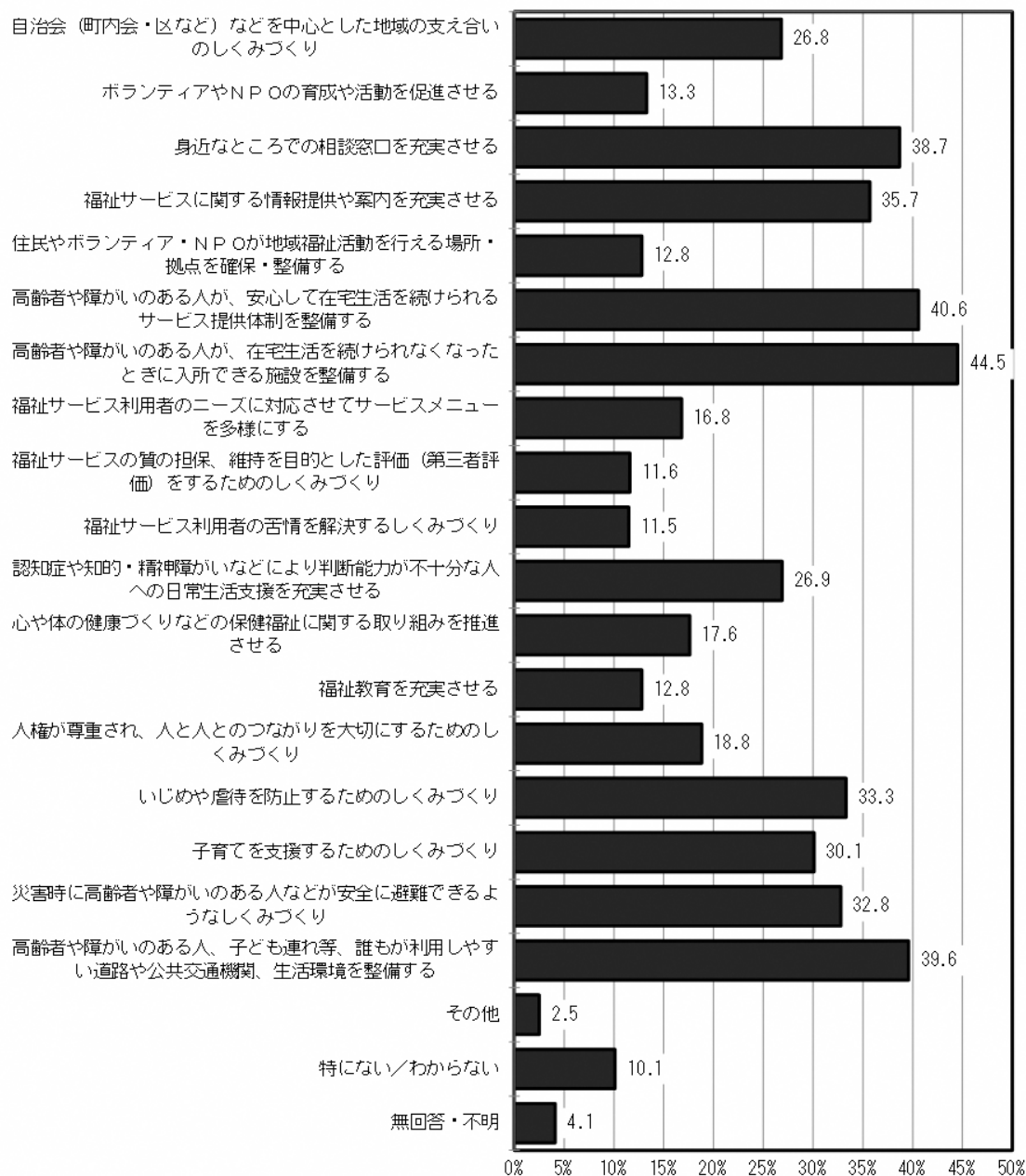


- まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する
- まず行政が実施し、できない場合に住民が協力する
- 福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む
- ▨社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力しなくてもよい
- その他
- わからない
- 無回答・不明

「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む」が39.4%で最も高くなっています。前回と比較すると、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する」が約10ポイント減少しています。

■地域福祉の基盤整備のために、飯塚市はどのような施策を優先的に取り組むべきか

N=1,410



「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設を整備する」（44.5%）、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制を整備する」（40.6%）、「高齢者や障がいのある人、子ども連れ等、誰もが利用しやすい道路や公共交通機関、生活環境を整備する」（39.6%）、「身近なところでの相談窓口を充実させる」（38.7%）、「福祉サービスに関する情報提供や案内を充実させる」（35.7%） こうした意見の割合が高くなっていることを考えると、

- ・「高齢者になっても安心して暮らせるようにしてもらいたい」という意識があり、
- ・「当事者になったとき、必要な情報を容易に得たいということや気軽に相談できるようにしてもらいたい」といった意識が多数あることが伺えます。

(2) 団体ヒアリング調査

ヒアリングにおいて提出された課題をまとめると、次のようになります。

■支援が必要な人いかにアプローチしていくか

SOSを出せない人、相談へ行こうとする気持ちにならない人、問題を隠そうとする人等があり、そうした本当に支援が必要な人に接近できる環境づくりが必要になっています。

■地域との連携

上記の人たちを把握するには、地域福祉に関わる各種団体と地域団体が連携する必要があります。

■情報の発信・共有

上記の人たちが相談へと足が向くように、団体の情報発信のあり方を検討する必要があります。

■総合相談窓口

相談の内容は、多様な問題が絡んでおり、1回で終わるものは多くはありません。そのため、多くの機関が関わる必要があります。相談に来た人を各機関に回していくのではなく、関係する人たちが一度に集まる、相談のあり方が求められています。

■お互いを知るための交流の場

世代や属性を超えて交流できる空間が必要となっています。地域共生社会をつくるためには、互いに理解し、多様性を認めることが必要となります。他者を知らないことが差別につながります。さまざまな人が交流できる空間をより多く作ることが求められます。

▶ 6. 地域福祉をめぐる課題まとめ

(1) 地域福祉を担う人たちの高齢化、後継者不足

2期計画のふり返りにおいて、地域福祉を担う人たちの高齢化、後継者不足、ということが指摘されていました。しかし、市民アンケート結果を分析したところ、住民同士の付き合いの深さは、浅めになりつつあるが、地域で助け合うという意識は維持されています。また、地域活動に関心はあるが参加していない人たちがいます。そうした人は、時間がなかったり、一緒に参加する人がいないという理由で参加していません。そのような問題をクリアできれば、参加する可能性の高い人たちと考えられます。そうした人たちが地域活動に参加できるよう、若い世代のライフスタイルに合わせる等、組織のあり方を柔軟に変えていく必要があると考えられます。

(2) 地域内における連携

本市の世帯状況をみたところ、1世帯当たりの人員も減少し、また高齢者の一人暮らし世帯も増加傾向にあります。また、団体ヒアリングにおいて、SOSを出せない人、相談へ行こうとする気持ちにならない人、そうした本当に支援が必要な人に接近できることが必要だと指摘されています。そのためにも、地域福祉に関わる各種団体と地域団体が連携する必要があります。地域福祉においては、自治会や民生委員・児童委員が中心的な役割を果たします。団体と地域団体が連携し、地域課題を発見し、支援につないでいくためにも、先の(1)の課題に対処する必要があると考えられます。

(3) アウトリーチの取り組み

問題が可視化されておらず必要な支援が届いていない人に支援を届けるためにはアウトリーチが必要となります。しかし、限られた資源のなかで、アウトリーチ活動を充実ことは難しくあります。そのため、「地域づくり」のなかで、なんらかの形で地域福祉に関わる人たちを増やし、支援が必要な人を支援につなげていく可能性を拡大させていく必要があります。

(4) 総合相談窓口の設置

第2期計画のふり返り、団体ヒアリング調査において、「総合相談窓口」の設置が必要と指摘されています。子どもの事からの高齢の方、障がいをお持ちの方まで誰もが安心して相談できるような仕組みづくりが必要となっています。

(5) 行政のコーディネート能力の向上

市民アンケート調査において、市民の中でも、地域福祉における市民と行政とが「協働」するべきという意識が多くなりつつあります。市民と行政の協働を進めていくためにも、行政からの市民にとって分かりやすい情報発信が必要となります。さらに、地域生活課題を解決していくためには、行政が関係団体の間を調整し、コーディネートしていく能力の向上が求められます。

第 3 章 計画の基本方針

▶ 1. 計画の基本理念

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

市民が社会的に孤立することなく、また社会的に排除されることなく、誰もが役割を持ちながら、地域に参加でき、お互いが支えあっていくことができる地域共生社会をつくることは、少子高齢化・人口減少する社会においては、必要かつ不可欠なことです。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取り組みは、地域住民の暮らしに関わる地域生活課題への包括的な支援や総合的な対応を地域づくりとあわせて進めることが不可欠です。

地域福祉の推進には、市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められます。それは、行政や特定の団体・企業・個人等が行うものではなく、市民すべてが主体となって、一人ひとりの参画のもとに、それぞれの主体ができることを提供し合うことのできる領域を広げていく、継続的な活動だと考えます。

本市では、「第1期飯塚市地域福祉計画」より「お互いを尊重し、支え合い、助け合う 協働の地域づくり」を基本理念に掲げて地域づくりを推進してきました。この基本理念には、地域共生社会の理念が包含されています。そのため、本計画においても第2期計画から引き続きこの基本理念を掲げ、市民、事業所、市民団体、行政等が協働して、地域共生社会を実現できるよう施策を展開していきます。

■基本理念

お互いを尊重し、支え合い、助け合う

協働の地域づくり

～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～

▶ 2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、市民と行政との協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。この基本目標は、第2期計画の総括を踏まえて、第3期計画の中で取り組むことが必要と考えられる課題を整理し設定しています。

基本目標1 お互いを大切にし合うひとづくり

地域住民がともに支え合い、地域をともに創る「地域共生社会」を実現し、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域や福祉に関心をもち、互いの違いや個性を理解し、互いに尊重しながら、地域活動に参加することが必要不可欠です。市民の地域や福祉に対する意識や人権の啓発を図り、多くの市民が地域活動の担い手として参加することができるよう地域の環境を整え、地域福祉に参加しやすいまちづくりを目指します。

基本目標2 支えあう地域づくり

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域で助け合い・支え合いを行うことが大切です。そのためには、地域や隣り近所との日ごろからのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが必要です。一方、隣人関係の希薄化や仕事・家事・育児等による多忙により、悩みや不安を抱えながら相談することができない、またひとり暮らし世帯内における問題や引きこもり等、支援につながりにくいケースも起きています。本計画では、地域住民に対し、顔の見える関係づくりを促し、地域での助け合い・支え合いにつなげ、地域団体、事業所、行政が互いに連携しあい、地域の課題を解決することができる体制を整えます。

基本目標3 つながるしくみづくり

子どもから高齢者まで誰もが、抱える生活上の問題について、気軽に相談できる体制をつくり、解決ができるような仕組みを整えます。生活課題が多様化・複雑化しており、一人ひとりの生活課題を受け止め、解決へつなぐための包括的な支援を行うとともに、個人の権利が守られるよう権利擁護に努めます。また、福祉課題を解決する一つ的手段である福祉サービスの提供体制の強化を進め、誰もが、自分らしく生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	活動目標	概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> お互いを尊重し、支え合い、助け合う協働の地域づくり ～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～ </p>	<p>1 お互いを大切にしよう 合うひとづくり</p>	<p>(1) 住民主体の地域福祉</p> <p>(2) 福祉活動に参加する 機会の提供</p> <p>(3) 互いに支え合う意識 の醸成</p>	<p>主体的に活動する市民・団体を育成する</p> <p>住民が福祉活動に参加するきっかけを提供する</p> <p>人権の尊重、多様性を承認する地域社会をつくる</p>
	<p>2 支えあう地域づくり</p>	<p>(1) 地域における交流活動の促進</p> <p>(2) 地域ネットワークの拡大</p> <p>(3) 見守り体制の強化</p> <p>(4) 災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実</p>	<p>さまざまな人たちが交流できる環境をつくる</p> <p>さまざまな地域活動団体が、相互に協力できる関係を築くための機会を提供する</p> <p>地域における見守り活動を促進させる</p> <p>災害時に迅速に対応できる体制をつくる</p>
	<p>3 つながるしくみづくり</p>	<p>(1) 情報提供体制の充実</p> <p>(2) 気軽に相談できる体制づくり</p> <p>(3) 権利擁護体制の充実</p>	<p>提供する情報の迅速化、バリアフリー化を促進する</p> <p>ワンストップで相談できる体制の構築</p> <p>すべての市民の権利を守る体制の構築</p>